

令和 5 年度における立入検査結果について

令和 6 年 7 月
関東東北産業保安監督部
電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第 107 条第 2 項、第 4 項、第 5 項又は第 8 項に基づき、令和 5 年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
3	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場

○自家用電気工作物設置者

検査対象事業場数	選定理由
9	電気関係報告規則第 3 条の規定に該当する事故が発生した事業場
3	交通、放送、医療、通信、ガス、上下水道等の社会的に重要と認められる事業場
7	保安の確保が適切でないおそれのある事業場
57	電気保安の実態を把握する必要があると認められる事業場

○小規模事業用電気工作物

検査対象機関数	選定理由
4	保安の確保が適切でないおそれのある事業場

○登録調査機関

検査対象機関数	選定理由
1	定期検査

○指摘事項について

指摘事項	指摘件数	指摘具体例
設置者は電気関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。	1	自家用電気工作物の保安規程変更届（保安管理外部委託承認申請含む）がなされていない。
設置者は保安規程を遵守すること。	1	電気主任技術者の代務者が指定されていない。

主任技術者は保安業務を適切に行うこと。	11	保安教育が実施されておらず、記録の保管もされていない。
設備の不良事項を改修し報告すること。	9	電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。
設備に関する技術的な計算書が保管されていない。	7	設備の安全性を確認できない。
設置者は電気関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。	2	使用前自己確認がなされていない。
一般公衆が立ち入らないようにすること。	1	フェンス等を設置すること。